

「情報処理安全確保支援士ロゴマーク」利用規約_2

2017年3月30日 制定

2025年7月7日 一部改定

この利用規約は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」といいます。）が情報処理安全確保支援士の業務に関して制定するもので、IPAが商標権、著作権、その他の権利を保有する右記シンボルマーク（電子データを含み、以下「本ロゴ」といいます。）を、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）以外の者（組織を含みます。以下同様）が利用する際に適用される利用許諾条件等を定めるものです。



第1条（事務局）

本ロゴの管理に係る事務局（以下「ロゴ事務局」といいます。）は、IPAのデジタル人材センター 人材スキルアセスメント部 登録・講習グループの中に置きます。

第2条（利用許諾）

- 以下に掲げる者は、自組織における取組もしくは登録セキスペの育成の状況、または登録セキスペの活動の内容などを内外に広報する業務目的の範囲内で、本規約（別紙含む。）に従って本ロゴを無償で利用（印刷物への作出・ウェブサイトへの掲載等、及びそれらの配布・送信等を含みます。以下同様）することができます。
 - 有資格者の所属する組織、企業
 - 国の行政機関
 - 地方公共団体
 - その他 IPA の許諾した者
- 前項によって本ロゴを利用できる者を、以下「利用者」といいます。
- 第1項(1)号に掲げる者が本ロゴの利用を希望する場合、事前に所定の利用申請フォームによりロゴ事務局に申請し、同事務局所定の審査を経てその許諾を受けなければなりません。
- 本規約は、報道関係者、学校関係者その他の者が、法令に基づいて本ロゴを適法に使用することを妨げません。

第3条（許諾の条件）

利用者は、以下の各号を遵守しなければなりません。

1. 本ロゴを情報処理安全確保支援士制度または情報処理安全確保支援士と関連づけて記事・視聴覚資料等を掲出・制作等する場合は、それらの内容の真実性・客観性の確保と維持に常に留意しなければなりません。
2. 利用者による本ロゴの利用態様等、または前号所定の記事・視聴覚資料等について、ロゴ事務局から事情説明等の要請を受けた場合は、遅滞なくこれに応じなければなりません。
3. 本ロゴを印刷物等に作出したりウェブサイトへの掲載等をする場合は、原則として白地の無背景としなければならず、いかなる場合もその色彩・色調は変更してはなりません。
4. 他の文字・図形・記号等（以下「標章等」といいます。）を使用する場合、本ロゴと誤認混同されないよう、適宜その異同が明確となるように、注記その他適切な措置を講じなければなりません。
5. 第2条第3項に基づいて提出した申請書の記載内容に変更を生じた場合、遅滞なく所定の変更申請フォームによってロゴ事務局に変更内容を届け出て、同条同項に基づく許諾の継続の有無等について同事務局の指示・決定に従わなければなりません。
6. 別紙「『情報処理安全確保支援士ロゴマーク・名称』利用ガイドライン」を遵守しなければなりません。

第4条（禁止事項）

以下各号の行為を禁止します。

1. 利用者自身またはその活動（本ロゴの利用を含む。）がIPAと提携その他何らかのビジネス上または法的な関係を持つと誤認させる言動。
2. 本ロゴと類似し、または誤認混同の恐れのある他の標章等の利用。
3. 本ロゴが、IPA以外の者の権利の対象であり、または情報処理安全確保支援士制度とは無関係な他の業務等に関連するマークであると誤認させる言動。
4. 本ロゴの全部又は一部分を他の標章等の一部へ組み込み、或いは標章等を本ロゴの一部に組み込み、または結合させ、その他本ロゴの一体性・独立性を損なう態様による本ロゴの利用。
5. 情報処理安全確保支援士制度の趣旨に反した本ロゴの利用。
6. 情報処理安全確保支援士制度の普及・啓発を阻害するような活動（本ロゴの利用を含む。）
7. 情報処理安全確保支援士またはその業務の名誉・信用・品位等を損う態様での本ロゴの利用。
8. 本ロゴの改変または変形（一部分のみの利用も含まれます）。ただし、確立した社会通

②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け

念の範囲内で、利用場面に応じて本ロゴ全体を各方向に一律に縮小又は拡大する場合はこの限りではありません。

9. 再利用許諾その他、他者（子会社等を含む）への本ロゴの利用上の便宜の供与。
10. 公序良俗に反する、虚偽の事実を流布する、もしくは利用者または第三者による不当な利得を目的とした本ロゴの利用、またはその他健全な社会通念に反する態様による本ロゴの利用。
11. 本規約に違反する行為。
12. その他、ロゴ事務局が随時不適切と判断した行為。

第5条（報告、調査、是正措置）

1. 利用者は、ロゴ事務局から随時の指示を受けた場合、または同事務局が別途指示する期間ごとに、遅滞なく、当該指示の内容に従って、本ロゴの利用状況等を報告しなければなりません。その際本ロゴを利用した物品その他関連する資料等を無償で提出しなければなりません。なお、ロゴ事務局は、前提出を受けた資料等を、本ロゴ利用の適正な管理、本規約の履行状況の確認、または情報処理安全確保支援士制度の普及状況の確認のために使用するものとし、確認後は、利用者から別段の申し入れを受けて返却する場合を除き、ロゴ事務局において廃棄処分します。
2. 利用者は、第3条第1項所定の記事・視聴覚資料等の真実性・客観性についての調査及び証憑類の提出をロゴ事務局から求められた場合、遅滞なくこれに応じなければなりません。またロゴ事務局が、上記調査または本規約の履行状況の調査等の同事務局自身による実施を申し出た場合、利用者は、これに同意して前調査に誠実に協力しなければなりません。
3. 利用者に本規約違反の事実があり、またはその強い疑いがあるとロゴ事務局が認めた場合、ロゴ事務局は、必要または相当な是正措置（情報処理安全確保支援士制度に対する社会の信頼回復等のための措置を含みます。）を利用者に求めることがあります。この場合、利用者は、これに誠実に従わなければなりません。

第6条（無保証等）

1. 本ロゴに関する商標権、著作権、その他全ての権利はIPAに帰属しますが、IPAは、本ロゴが他人の著作権その他正当な法的利益を侵害しないことを保証しません。
2. 利用者による本ロゴの利用、または第3条第1項所定の記事・視聴覚資料等に起因して利用者または第三者が関係する苦情・法的トラブル等が発生した場合は、利用者が自己の責任と費用負担の下で対処・解決しなければなりません。IPA及びロゴ事務局は、前苦情・法的トラブル等に対して一切関知せず、また、利用者及び第三者に生じる一切の損害・損失等について責任を負いません。

第7条（任意解約）

利用者は、第3条第3項の定めにかかわらず、いつでも、所定の変更申請フォームから利用期間の終了日を前倒しに変更する届け出を行い、利用期間を終了させることで、本規約に基づく本ロゴの利用許諾契約を解約することができます。この場合、本規約の効力は変更した利用期間の終了日の満了をもって、自動的に失効します。但し、第5条第3項の規定の効力はその後もなお有効に存続します。

第8条（許諾の取り消し等）

1. ロゴ事務局は、利用者に以下各号の事由がある場合、直ちに、または相当の催告期間において、第2条第3項の許諾を取り消すことができます。
 - (1) 本規約に違反した場合。
 - (2) 第2条第3項所定の申請書の記載内容、または第3条第5項に基づく届け出の内容に虚偽、真実の隠ぺい等がある場合。
 - (3) 第5条所定の報告・調査に際して、虚偽、真実の隠ぺい等の言動がある場合。
 - (4) IPA、ロゴ事務局、または第三者の名誉・信用を棄損し、業務を妨害した場合。
 - (5) その他本規約に基づく利用許諾関係を継続しがたい背信的言動がある場合。
2. 前項によって許諾が取り消された場合、利用者は直ちに、本ロゴの利用を中止すると同時に、作成済みの印刷物や資料等（本ロゴを利用した物品に限ります。）については、本ロゴ利用部分の抹消・削除、回収、廃棄その他、許諾取り消しに伴う必要な措置を講じなければなりません。
3. 本条第1項によって許諾が取り消された場合、本規約は取り消された時に自動的に失効しますが、第5条第3項の規定の効力はその後もなお有効に存続します。

第9条（個人情報利用目的等）

1. IPAは、取得した個人情報を、本ロゴの利用許諾の審査、結果の通知、過去の申請履歴の確認、本規約に定められた条項の履行、利用者の管理、利用者による本規約の履行状況の確認、これらのための連絡、または情報処理安全確保支援士制度の普及、アンケートやインタビューの依頼のために使用します。
2. その他、IPAが取得した個人情報に関しては、
<https://www.ipa.go.jp/privacy/index.html>（個人情報保護について）を参照してください。

第10条（その他）

1. IPAは、本ロゴに対する第三者からの権利主張、情報処理安全確保支援士制度に関する法令の改廃、その他やむを得ない事情がある場合、利用者に対してホームページや官

②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け

報など適宜の方法で、原則として事前に通知した上で、本ロゴの全部または一部を変更もしくはその運用の一時中止または廃止等を行うことがあります。この場合、利用者は、本ロゴのその後の利用等についてロゴ事務局の決定に従わなければなりません。

2. 本規約は、事前の通知により、または通知なく改定される場合があります。その場合、改定後の内容は、事前の通知がなされた場合は事前の通知により指定した時点、事前の通知がない場合はそれがウェブサイト上で閲覧可能となった時点から有効に適用されるものとします。
3. IPA及びロゴ事務局は、前各項に起因して利用者が被る損害や損失等に対して、一切の賠償も補償もしません。
4. 本規約に関する法的紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

「情報処理安全確保支援士ロゴマーク・名称」利用ガイドライン

1. 名称

法律名	情報処理安全確保支援士
通称名	登録セキスペ（登録情報セキュリティスペシャリスト）
英語名	RISS :アール アイ エス エス (Registered Information Security Specialist)

2. ロゴマークの図柄

2.1 カラー版



2.2 白黒版



②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け

3. ロゴマーク表示の際のルール

3.1 ロゴマークの画像データは IPA が交付したものをそのまま使用してください。
(正比率の拡大・縮小以外の加工禁止)

3.2 最小使用サイズ

・印刷時の最小使用サイズは 12mm を推奨とする。



4. 名称・ロゴマークの利用例

名称やロゴマークは自組織における取組や登録セキスベの育成の状況や活動の内容などを内外に広報する目的のために、公式ホームページ、会社案内、プレスリリース、社内報、リクルート活動などに利用することが可能です。

例 1) 企業ホームページ ～人材育成への取り組みや有資格者の活動様子を紹介～

会社紹介

私たちは資格取得者を応援しています！

現在23名の登録セキスベが在籍しており、5年以内に50名の登録を目指します。





！ セキュリティに関する実践的な知識・技能の証明になります。

登録セキスベは、継続的な自己研鑽を積んでいることが証明できる国家資格です。
具体的には、最新の知識・技能・倫理に関する知識について、毎年受講する「オンライン講習」と、3年に1回受講する「IPAまたは民間事業者等が行う実践講習」により、セキュリティに関する最新情報を学ぶことができます。

！ 知識のアップデートに役立つ！

毎年受講するオンライン講習ではサイバーセキュリティに関する知識やトレンドのほか、情報収集の仕方や直近の法改正の内容等を学ぶことができ、知識のアップデートに役立っています。

先輩の声（取得者インタビュー）



〇〇グループ Aさん



〇〇部 Bさん



〇〇システム Cさん